

令和7年度糖尿病性腎症重症化予防対策 アドバイザー派遣事業について

(保険者努力支援交付金事業費分対象事業 都道府県国保ヘルスアップ事業)

令和7年度（2025年度）第2回宗谷地域・職域連携推進連絡
会

情報提供

1. 目的

- (1) 糖尿病性腎症重症化予防対策プログラムの策定・運営に向け、**重症化予防対策の先進地域と連携し、アドバイザー（腎専門医、保健師その他糖尿病性腎症重症化予防対策の推進に関する知見を有する者）を派遣すること**で対策の横展開を図る。
- (2) 対策構築中の地域が、アドバイザーによる助言や郡市医師会等との連携における支援を受けることで、**2次医療圏域ごとの地域性に合わせた重症化予防対策を展開**できる。
また、必要に応じて2次医療圏の垣根を越えた支援をすることにより、道全体の重症化予防対策を推進する。

2. アドバイザー

- ◆ 「北海道糖尿病性腎症重症化予防対策アドバイザー」として、糖尿病性腎症重症化予防対策に精通した腎専門医、保健師その他糖尿病性腎症重症化予防対策の推進に関する知見を有する者を重症化対策に取り組む地域（2次医療圏等）に派遣する。

＜アドバイザーの役割例＞

- ◆ 糖尿病性腎症重症化予防対策に対する専門家としての専門的見地からの助言
- ◆ 糖尿病及び糖尿病性腎症重症化予防対策先進地域等での活動経験に基づいた助言
- ◆ その他、国保医療課及び保健所との協議の上、必要と思われる助言・協力

3. 派遣先

- ◆ 道国保医療課（以下「国保医療課」という）が指定する地域
- ◆ 道立保健所（以下「保健所」という）が所管する地域

4. 対象者

- ◆ 市町村及び保健所の職員、医療関係者等

5. 実施期間

- ◆ 令和7年（2025年）8月から令和8年（2026年）3月まで

6. 事業内容

- (1) 国保医療課が保健所または市町村の依頼等により、必要に応じてアドバイザーを派遣。
- (2) 国保医療課及び保健所は、アドバイザーの派遣を市町村支援として、**現地派遣及び電話・メール・WEB等による助言**を組み合わせ活用。
- (3) アドバイザーの現地派遣回数は、国保医療課または保健所が市町村と調整して決定。
- (4) アドバイザーの助言支援の場合には、支援対象の市町村職員も同席し内容を共有するよう調整。

6. 事業内容

- (5) 国保医療課または保健所はアドバイザーと連携して以下の①～③の事業のうち2つ以上を組み合わせて市町村支援として実施。（会議やセミナーの開催においては、既存事業を活用してもかまわない）



- ① 糖尿病性腎症重症化予防対策における地域課題の把握
- ② 事業構築における地域関係者との連携促進
- ③ 糖尿病性腎症重症化予防対策における知識・技術の普及啓発

7. 派遣依頼

(1) 保健所から依頼

- 事業開始 1 か月前を目安に依頼書を国保医療課へ提出。

(2) アドバイザー派遣調整

- 依頼書に基づき、国保医療課がアドバイザーへ連絡。
- アドバイザーの内諾が得られたら保健所へ連絡し、必要な予算を配当。
- 保健所はアドバイザーと直接連絡を取り、事業内容の打合せを行い、計画的に事業を実施。